

## 3

## 第 章

## 各種疾病等における保健医療対策の推進

## 第1節 精神保健医療対策

## 精神保健医療対策

## 【現状と課題】

本県の精神科病院数は、平成19年6月末現在で、26病院、病床数4,522床で平成15年度と比較すると1病院、120床減少しています。

入院患者の状況は、平成19年6月末現在3,977人で、平成15年度と比較すると209人の減と減少傾向を示しています。

入院患者を年齢別に見ると、65歳以上の患者は1,707人で全体に占める割合は42.9%となっており、平成15年度の36.0%から増加していることから、高齢化の傾向にあります。

入院期間が10年以上の長期入院患者は平成19年6月末で全体の23.5%となっており、平成15年度の30.0%と比較し、減少傾向にあります。

精神障害者等の休日・夜間における緊急時に対応するため、精神科救急医療システムを整備していますが、平成11年の開始以来、受理件数が増加し、平成19年度は県内6ブロックの19病院において、電話相談、外来受診、入院を含め1,423件の利用がありました。

精神科医療においては、精神障害者の医療及び保護のため、患者本人の意思によらない入院や行動の制限を行わなければならない場合があることから、患者の人権を尊重した適正・適切な医療の確保が求められています。

本県の精神科医療は、慢性的な医師不足、医療施設の偏在及び一部医療施設の老朽化、新たな医療ニーズに対応するための診療機能の充実等の課題に直面している状況にあります。

こうした状況等から、平成13年6月に青森県精神保健福祉審議会から提出された「青森県における精神科医療のあり方」についての意見書の提言を踏まえながら、引き続き機能分担及び医療連携を推進していく必要があります。

また、高齢者の進行に伴い、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症の初診前医療相談や初期診断、適切な治療方針選定等、認知症の専門的医療の提供体制を強化し、地域における認知症患者等の支援体制の充実を図る必要があります。

## 【目 標】

県民の心の健康づくりを推進し、精神障害者の保護と適切な医療の提供を行うことにより、精神障害者が共に地域で生活できる社会を目指します。

## 【施策の方向と主な施策】

## (1) 障害者に対する正しい理解の普及啓発

広報媒体等の活用により、障害者に対する正しい理解の普及啓発を図ります。(県、市町村)

## (2) 相談支援体制の構築

障害者相談センター及び精神保健福祉センターの相談機能を高めるとともに、保健所、市

町村等地域における障害者への相談支援の充実を図ります。(県、中核市、市町村)

障害福祉従事者に対する研修の充実により資質の向上を図ります。(県、中核市)

高次脳機能障害者に対する正しい知識・理解を促進し、相談支援体制の整備を図ります。

(県)

(3) こころの健康づくりの推進

県民へのこころの健康づくりの啓発を推進します。(県、中核市、市町村)

自殺予防においては、市町村をはじめ県内の関係機関や団体と連携し、総合的な自殺予防対策の推進を図ります。(県、市町村、医療機関、関係団体)

ひきこもりに対する正しい知識・理解の促進、相談支援体制の構築、社会復帰に向けた支援を図ります。(県)

(4) うつ病対策の推進

自殺予防対策の中で、市町村の住民を対象とした研修会や健康教育、小規模事業所の事業主・従業員に対する研修会や出前健康講座によるうつ病に関する普及啓発、電話によるうつ病についての相談を行うほか、一般診療科医師と精神科医師との連携体制を整備するなど、うつ病の早期発見や早期対応のための理解や円滑な連携の促進を図ります。

(県、市町村、医療機関、関係団体)

(5) 患者の人権を尊重した適正・適切な医療の確保及び療養環境の改善

精神科病院の実地指導及び実地審査並びに精神医療審査会等の適切な運用を通じて、患者の人権を尊重した適正・適切な医療の確保及び療養環境の改善を図ります。(県)

(6) 精神科医療に係る機能の充実と連携

処遇困難症例、中毒性精神疾患、児童思春期精神医療、アルコール依存、身体合併症、老人性認知症等に対応できる精神科医療の機能の充実を図ります。(県、医療機関)

病院と診療所との連携を進め、通院患者を対象とした精神科デイケア施設の充実に努め、社会復帰の促進を図るよう医療機関に働きかけていきます。(県)

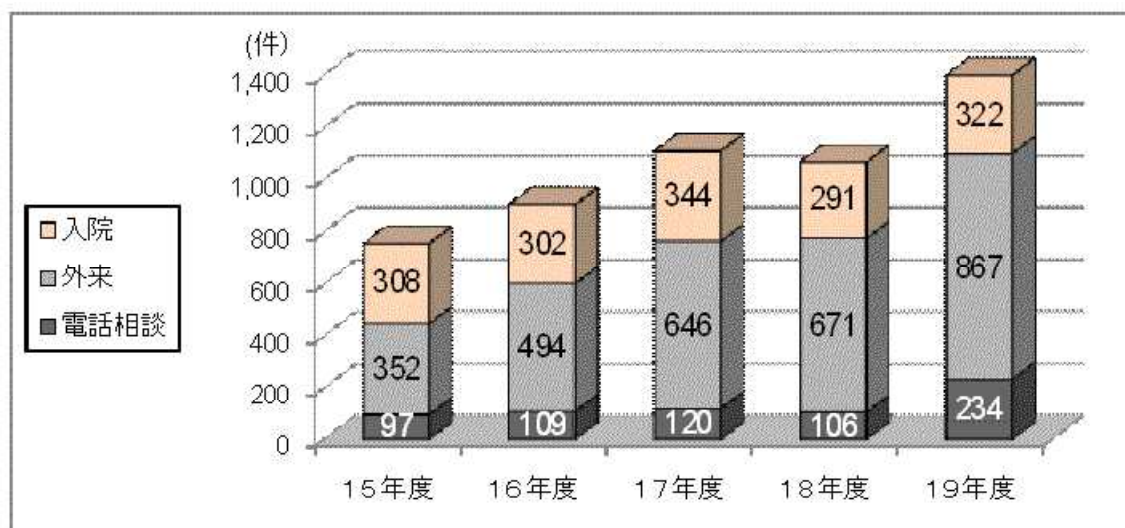
(7) 精神科救急医療システムの整備・維持

精神障害者等の休日・夜間における緊急時の精神科医療を確保するため、病院群輪番制による精神科救急医療システムの整備・維持を図ります。(県、医療機関)

ブロック別対応病院 (平成22年3月現在)

ブロック	精神科救急医療施設	ブロック	精神科救急医療施設
青森ブロック	青森県立つくしが丘病院 浅虫温泉病院 芙蓉会病院 生協さくら病院	西北五ブロック	五所川原市立西北中央病院 布施病院
		上十三ブロック	十和田市立中央病院 十和田済誠会病院 高松病院 三沢聖心会病院
津軽ブロック	弘前愛成会病院 藤代健生病院	下北ブロック	むつ総合病院
八戸ブロック	松平病院 湊病院 みちのく記念病院 八戸赤十字病院	精神科救急医療システムを担う個別医療機関名については、計画期間内における参加病院の変動に対応するため、県のホームページにおいても公表します。	

## 精神科救急医療システム対応件数



## (8) 精神障害者の退院の促進

地域における受け皿の確保等、受入条件が整えば退院可能な精神障害者について、障害者自立支援法に基づき相談支援事業や地域活動支援センター等地域での支援体制を整え、退院の促進を図ります。(県、市町村、医療機関、関係団体)

ア 精神科病院内における利用対象者に対する退院への啓発活動

イ 退院に向けた個別の支援計画の作成

ウ 院外活動(福祉サービス体験利用、保健所グループワーク参加等)の同行支援等

エ 対象者、家族に対する地域生活移行に関する相談・助言

オ 退院後の生活に係る関係機関との連絡・調整

## (9) 医療観察法における対象者の社会復帰に向けた支援

保護観察所を中心とした関係機関との連携を推進し、指定通院医療機関の整備及び充実について調整を図ります。(県)

## (10) 老人性認知症患者に対する保健・医療・福祉サービスの向上

老人性認知症センターについては、保健・医療・福祉関係機関等と連携を図りながら、老人性認知症患者の専門医療相談、鑑別診断・治療方針選定、夜間や休日の救急対応を行うとともに、地域保健・医療・福祉関係者に技術援助等を行うことにより、地域の老人性認知症患者等の保健・医療・福祉サービスの向上を図ります。(県、医療機関)